登記に関する届出

１　手続きの概要

宗教法人法第５３条の規定により、宗教法人は、目的・名称・事務所の所在場所等の登記事項に変更が生じた場合には２週間以内に登記をしなければならないこととされています。また、宗教法人法第９条の規定により、登記をしたときはその旨を所轄庁に届出をしなければなりません。登記が完了しましたら、遅滞なく、完了届に「履歴事項全部証明書」を一部添付し、当係までご提出ください。（郵送可）

２　登記事項

1. 目的（第六条の規定による事業を行う場合には、その事業の種類を含む。）
2. 名称
3. 事務所の所在場所
4. 当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人非宗教法人の別
5. 基本財産がある場合には、その総額※
6. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格※
7. 規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る第二十三条第一号に掲げる行為に関する事項を定めた場合には、その事項
8. 規則で解散の事由を定めた場合には、その事由
9. 公告の方法

３　留意点

・前記の登記事項のうち、※印以外の登記事項の変更については基本的に規則変更の認証が必要となります。HPにて手続きの方法をご確認の上、当係までお尋ねください。

　・（６）の事項について変更が生じたにもかかわらず、法務局での登記、および所轄庁への届出を失念している例が多く見受けられます。確実に変更登記の実施、および所轄庁への届出を行っていただきますようお願いいたします。